

東日本大震災等の被災により愛知県へ避難された方々へ ～被災者向け特例制度・相談窓口のご紹介～

東日本大震災等により、犠牲となられた方々に対し、深く哀悼の意を表しますとともに、被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。

愛知県では「私たち一人ひとりができることを～愛知県民は被災地の復興を支援します～」を合言葉に、県民の皆様と一体となって、被災地域から避難された方々に対する支援対策に取り組んでおります。この葉では、本県に避難された被災者の皆様にご利用いただける、主な相談窓口や制度等についてお知らせします。

※制度は随時変更されますのでご了承ください。

※市町村が所管する支援策も掲載しています。

被災者支援に関するお問合せ・ご相談の窓口

東日本大震災で被災された方や、福島原子力発電所の事故の影響で避難を余儀なくされた方々からの様々なお問い合わせ・ご相談を受け付けております。

当チームで所掌していない分野のお問い合わせ・ご相談でも、担当の窓口におつなぎします。

《被災地域支援対策本部被災者受入対策プロジェクトチーム》

【電話】052-954-6724～6726

【FAX】052-972-6938

- ・対応時間：午前9時～午後5時15分（土日、休日を除く）
- ・相談内容：東日本大震災における被災者受入に関する事項全般

愛知県受入被災者登録制度にご登録ください

愛知県では、本県に避難された被災者の方の生活を支援するため、「愛知県受入被災者登録制度」によるご登録をお願いしております。ご登録は避難先の市区町村役場で受け付けております。被災者向け特例制度のご紹介、生活支援品や布団セットの提供など、愛知県内での生活をサポートさせていただきますので、ぜひご登録ください。

【お問い合わせ先】各市区町村役場 <http://www.pref.aichi.jp/0000000209.html>

または 被災地域支援対策本部 被災者受入対策プロジェクトチーム

☎ 052-954-6724（ダイヤルイン）

<http://www.pref.aichi.jp/saigaijoho/#hisaisya08>

愛知県被災者支援センター

避難された被災者の皆様の支援し、支援をお考えの県民・企業の皆様の窓口となる拠点です。

○主な業務

- ・生活に必要な支援物資を県民・企業等に募り、可能な限り提供します
- ・被災地域の状況、支援情報を定期的に提供します
- ・交流会等のイベントを開催し、被災者同士及び地域住民との交流を図ります

【開設日】月曜～金曜 午前10時～午後5時

【開設場所】愛知県東大手庁舎 1階（名古屋市中区三の丸3-2-1）

☎ 052-954-6722 【FAX】052-954-6993

【HPアドレス】 <http://aichi-shien.net/>

住居の確保

被災者の方々に、県営住宅を始めとする公的住宅を提供しています。入居条件など、詳しくは各窓口にお問い合わせください。

○被災者向け公営住宅等情報センター

被災者向けに入居可能な公営住宅等に関する情報を一元的に提供しています。

【電話】 03-5229-7633

〔 ・ 対応時間：午前10時～午後5時（土日、休日を除く） 〕

○**県営住宅** 【お問合せ先】 愛知県住宅供給公社賃貸住宅課〔電話〕 052-954-1362

<http://www.pref.aichi.jp/0000039498.html>

○**市町村営住宅** 避難先の市区町村役場にお問い合わせください。

【お問合せ先】 市区町村役場 <http://www.pref.aichi.jp/0000000209.html>

○県・市町村・国の職員住宅等

詳しい内容は、各住宅を所管する連絡先までお問い合わせください。

http://www.pref.aichi.jp/saigai_joho/pdf/20110829-syukusya.pdf

※国の職員住宅（国家公務員宿舎）は、コミュニティ単位による集団移転を対象としています。

○**公的住宅** 【お問合せ先】 愛知県住宅供給公社〔電話〕 052-954-1362

名古屋市住宅供給公社〔電話〕 052-523-3874

UR都市機構UR名古屋営業センター〔電話〕 052-968-3101

○**雇用促進住宅** 【お問合せ先】 雇用振興協会名古屋支所〔電話〕 052-211-4324

○応急仮設住宅としての賃貸住宅の提供

福島県、宮城県、岩手県から避難された被災者の方に、災害救助法に基づく応急仮設住宅として賃貸住宅を借り上げて提供します。

※宮城県からの被災者の方の受付は、平成23年12月28日で終了しました。

※岩手県からの被災者の方の受付は、平成24年1月31日で終了します。

1 申込受付

申込は随時受付けていますが、申込みをお考えの方は、早めにお申込みください。

※平成23年度内に契約事務を行うものは、平成24年1月31日までの申込受付（平成24年2月29日までに入居の完了が見込めるもの）とします。

2 入居対象者

福島県、宮城県、岩手県から避難し、一定の条件を満たす方

3 対象となる賃貸住宅

貸主が応急仮設住宅として避難者に提供することに同意するなど一定の条件を満たす賃貸住宅（家賃等の限度額があります。）

4 入居期間

平成24年3月31日まで。ただし、災害救助法の適用範囲内（2年間）で再契約ができます。

5 既に入居済みの場合

一定の条件を満たす場合は、県の借上げ契約に置き換えることができます。

【お問い合わせ先】 愛知県建設部建築担当局公営住宅課県営住宅管理室

〔電話〕052-954-6579

<http://www.pref.aichi.jp/0000044464.html>

○民間賃貸住宅等

愛知県ホームページに、物件によっては被災者の方に対する入居費用の減免等がある民間賃貸住宅の物件情報を掲載しています。 <http://www.pref.aichi.jp/0000039550.html>

○住宅等の相談窓口情報

愛知県ホームページに、被災者の方に住宅等の提供支援を行っているか、または今後行う予定がある県内の団体等の相談窓口情報を掲載しています。

<http://www.pref.aichi.jp/saigaijoho/#hisaisya04>

被災者生活再建支援金の支給

東日本大震災により被災し愛知県内に避難された方で、住宅が全壊又は大規模半壊により、長期にわたりもとの住宅に住むことができない方等は、被災者生活再建支援制度に基づく支援金を受けることができます。

支援金の支給額は、住宅の被害の程度に応じて支給する基礎支援金と、住宅の再建方法に応じて支給する加算支援金の合計額です。

基礎支援金		加算支援金	
被害の程度	支給額	住宅の再建方法	支給額
住宅が全壊した世帯	100万円	建設・購入	200万円
住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯	100万円	補修	100万円
災害による危険な状態が継続し、住居に居住不能な状態が長期間継続している世帯	100万円	補修	100万円
住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯	50万円	賃貸（公営住宅以外）	50万円

※ 世帯人数が一人の場合は、上記の額の3/4の額が支給額となります。

お申し込みの際には、り災証明書、住民票、契約書等を添えて、住宅のあった市町村に申請してください。

【お問い合わせ先】 財団法人都道府県会館 被災者生活再建支援基金部

〔電話〕03-5212-9111

<http://www.tkai.jp/shienjigyo/index.html>

当座の生活費の貸付

○生活福祉資金（緊急小口資金・生活復興支援資金）・災害被災者支援資金の貸付

東日本大震災により被災し、愛知県内に避難された方で、当分の間、本県内に居住する方は、当面の生活に必要な資金を借りることができます。

ただし、生活復興支援資金は、低所得世帯又は被災したことにより低所得世帯となった世帯に限ります。

◇生活福祉資金（緊急小口資金）…限度額10万円（条件により20万円）

◇災害被災者支援資金（県独自の貸付制度）…限度額30万円（緊急小口資金に上乗せ）

◇生活復興支援資金…

一時生活支援費（生活の復興の際に必要な当面の生活費）

単身世帯月額15万円以内、複数世帯月額20万円以内で、6か月以内

生活再建費（住居の移転費、家具什器等の購入に必要な費用）

80万円以内

お申込みの際には、本人確認書類（運転免許証（写）など）、世帯全員の住民票、東日本大震災により被災したことが確認できる書類（り災証明書、被災証明書など）などを、ご持参ください。

ただし、生活復興支援資金の場合には、このほかに、世帯の収入状況又は生活に困窮していることが確認できる書類（源泉徴収票（写）、離職票（写）など）が必要となります。

なお、生活復興支援資金は、貸付限度額が多額になること、また、償還期間が長期間（20年間）になることなどから、審査に時間がかかることがあります。

【お問合せ先】愛知県社会福祉協議会　〔電話〕052-232-1183

<http://www.aichi-fukushi.or.jp/>

生活保護

生活保護は、生活に困窮している世帯に、最低限度の生活の保障と自立の助長を図ることを目的に、困窮の程度に応じて必要な保護を行う国の制度です。

生活保護を受給するにあたっては、各種の社会保障施策（年金、手当など）、預貯金・不動産などの資産、稼働能力等の活用が前提となります。また、お身内（民法に定める扶養義務者）からの仕送り・援助（扶養）は保護に優先されます。

生活保護は、生活扶助（食費、光熱水費、衣類など）、教育扶助（副読本、給食など）、住宅扶助（家賃等）、医療扶助（医療費）、介護扶助（介護サービス利用料）、出産扶助、生業扶助（技能修得や高校就学）及び葬祭扶助から構成され、医療扶助と介護扶助を除き、原則として金銭給付されます。（医療と介護は現物給付です。）

生活扶助と住宅扶助を併せた世帯類型別の標準額は、概ね次のとおりです。

（愛知県内3級地-1の場合）

標準3人世帯（33歳、29歳、4歳）	190,950円
高齢者単身世帯（68歳）	101,210円
高齢者夫婦世帯（68歳、65歳）	145,220円
母子世帯（30歳、4歳、2歳）	209,700円

※この他、障害者加算や妊産婦加算などもあります。

また、国は、被災者の方々が保護を受ける場合、次の配慮をするよう、保護の実施機関（福祉事務所）に求めています。

- ▶ 避難先で生活に困窮した場合、避難先の市区町村で生活保護の申請を受け付けること。
- ▶ 将来の自立のために家屋、自動車等の資産を残さなければならないご事情があれば、処分を猶予するなど柔軟な取り扱いをすること。

詳しくは、避難先の市区町村役場、県福祉相談センター地域福祉課（ただし、豊田加茂及び東三河を除く郡部のみ）へご相談ください。

【お問合せ先】市区町村役場 <http://www.pref.aichi.jp/000000209.html>

県福祉相談センター地域福祉課 <http://www.pref.aichi.jp/0000014112.html>

医療・健康

○医療費の一部負担金の支払免除

家屋が半壊以上の被害を受けた世帯、世帯主が行方不明やお亡くなりになった世帯、世帯主が失職して現在収入がない等の世帯、福島原発の避難対象地域の方、特定避難勧奨地点に居住しているため避難を行っている方については、ご加入の医療保険の保険者が発行する免除証明書を提示すると、医療費の支払いが平成24年2月末日まで免除されます。

【お問合せ先】市区町村役場 <http://www.pref.aichi.jp/000000209.html>

○公費負担者医療

以下の制度の対象者の方が、被災により被爆者健康手帳や受給者票等を消失されても、医療機関窓口で各制度の対象者であること・氏名・生年月日・住所を確認することにより受診ができます。

- ◇ 原子爆弾被爆者に対する医療給付
- ◇ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療給付
- ◇ 特定疾患医療給付
- ◇ B型・C型肝炎医療給付

【お問合せ先】県保健所 <http://www.pref.aichi.jp/000000026.html>

○救急医療情報

緊急に最寄の医療機関を知りたい時は、「あいち救急医療ガイド」ホームページで探すことができます。 <http://www.qq.pref.aichi.jp/ap/qq/men/pwtpmenu101.aspx>

○放射線被ばくについての「外部被ばく検査」

福島原発事故により避難された方を対象に、次の県立病院で放射線被ばくについての「外部被ばく検査」を受けることができます。

【お問合せ先】 県がんセンター中央病院 [電話] 052-762-6111 内線2501
県がんセンター愛知病院 [電話] 0564-21-6251 内線2520

○その他の医療関係情報

◇ お子さんの急病のとき～医療機関にかかる前に～

かかりつけの小児科が診療していない休日・夜間に、保護者向けの電話相談を行っています。

【相談日】土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の午後7時から午後11時まで

【問合せ先】#8000番（短縮番号）または☎052-263-9909

◇ 医療に関する心配があるとき

愛知県医療安全支援センター（☎052-954-6311）へご相談ください。

◇ 精神状態の急変で医療機関を受診したいとき

精神科救急情報センター（☎052-681-9900、24時間対応）へご相談ください。

◇ Rhマイナス友の会

愛知県Rhマイナス友の会事務局（☎0561-84-1131）へお問合せください。

○健康相談

保健所や市町村保健センターでは、保健師等による身体や心の健康に関するご相談をお受けしています。【お問合せ先】県保健所 <http://www.pref.aichi.jp/000000026.html>

国民年金

国民年金の保険料の納付が免除される制度がありますので、避難先の市区町村役場にお問い合わせください。【お問合せ先】市区町村役場 <http://www.pref.aichi.jp/000000209.html>

税金や保険料等の支払猶予など

○国税・地方税（県税・市町村税）の特別措置

東日本大震災等の被災者の方（法人含む）は、国税及び地方税について、軽減・免除・徴収猶予・期限延長等の特例が受けられます。

《国 税》

所得税や源泉所得税、法人税、自動車重量税、相続税、贈与税、消費税、印紙税、登録免許税などの国税について、軽減や免除・減免、還付、納税・徴収猶予、申告・納付等の期限延長などの特例措置があります。

【お問合せ先】最寄りの各税務署（管轄地域外の税務署でも結構です。）

<http://www.nta.go.jp/nagoya/guide/zeimusho/aichi.htm>

《地 方 税》

○県税

不動産取得税や自動車取得税、自動車税などの県税について、特例措置があります。

また、上記の他に、災害により被害を受けられた方は、地方税の申告・納付等の期限延長や減免などの負担軽減措置が受けられます。

詳しくは、最寄りの県税事務所にお問い合わせください。

【お問合せ先】最寄りの県税事務所 <http://www.pref.aichi.jp/0000013958.html>

○市町村税

住民税や固定資産税、軽自動車税などの市町村税について、特例措置があります。

また、上記の他、地方税の申告・納付等の期限延長や減免などの負担軽減措置があります。

詳しくは、お住まいの市町村税務担当課にお問い合わせください。

【お問合せ先】市区町村役場 <http://www.pref.aichi.jp/0000000209.html>

○国民健康保険料、介護保険料等の減免・猶予など

保険料の納期限延長や一部負担金の減免を受けることができます場合があります。

詳しくは避難先の市区町村役場又はご加入の医療保険制度の保険者へおたずねください。

【お問合せ先】市区町村役場 <http://www.pref.aichi.jp/0000000209.html>

○NHK放送受信料の免除

次のとおり放送受信料の免除が実施されています。

1 免除の範囲と免除の期間

	免除の範囲	免除の期間
(1)	災害救助法が適用された区域内において、災害対策基本法に基づく避難の勧告、指示または退去命令を継続して1か月以上受けている方の放送受信契約	平成23年3月から平成23年10月まで ただし、平成23年11月1日時点において、引き続き、左記(1)における避難の勧告等または(2)における区域・地点の設定を受けている場合は、その解除の日の属する月の翌月までとなります。
(2)	原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力災害対策本部により、居住している地域が「警戒区域」、「計画的避難区域」、「緊急時避難準備区域」または「特定避難勧奨地点」の設定を受け、その設定が	また、平成23年11月1日以降、「東日本大震災」に伴い、新たに左記(1)における避難の勧告等または(2)における区域・地点の設定を受けた場合は、避難の勧告等を受けた日または区域・地点が設定された日

1か月以上継続している方の放送受信契約	の属する月からその解除の日の属する月の翌月までとなります。
---------------------	-------------------------------

2 免除の手続

放送受信契約している方からの届出、またはNHKによる確認調査により免除の手続きが行われます。

【お問い合わせ先】 NHKナビダイヤル ☎0570-077-077

(12月30日17:00から1月3日を除く、平日9:00～22:00、土・日・祝9:00～20:00 つながらない場合は050-3786-5003)

被災世帯向け地デジチューナー支援

総務省の地デジチューナー支援実施センターによる簡易チューナー1台の無償給付及びアンテナなどの改修等が、被災世帯も対象になりました。

下記の問い合わせ先にご連絡いただくと、支援申込書をお取り寄せできますので、り災（被災）証明書（コピー可）または被災地の住民票写しを添えてお申し込みください。

＜ご注意＞ 1 公営住宅はアンテナ改修済みの場合があります。各管理事務所等にご確認ください。
(愛知県営住宅はアンテナ改修済みですので、簡易チューナーの無償給付のみお申し込みください。)

2 岩手、宮城、福島 of 東北3県については、地上アナログ放送の終了時期を踏まえて、**申込期限は平成24年3月31日（当日消印有効）**となっています。

【お問合せ先】 総務省 地デジチューナー支援実施センター

ナビダイヤル ☎0570-033840

(ナビダイヤルが利用できない場合は☎03-4334-2668)

〔受付時間〕 平日9:00～21:00、土・日・祝9:00～18:00

子どもの福祉

○保育所への入所・保育料

被災世帯の保育が必要な乳幼児の子どもさんは、保育料が免除になる場合があります。保育料の免除及び保育所への入所については、避難先の市区町村役場にお問い合わせください。

【お問合せ先】 市区町村役場 <http://www.pref.aichi.jp/0000000209.html>

○児童に関する各種手当

遺児手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当については、避難先の市区町村役場または、県福祉相談センターにお問い合わせください。

この他の子どもに関する各種手当については、避難先の市区町村役場にお問い合わせください。

【お問合せ先】 県福祉相談センター <http://www.pref.aichi.jp/0000014112.html>

市区町村役場 <http://www.pref.aichi.jp/0000000209.html>

○子どもの養育や心身の障害に関する相談

18歳未満のおさんの養育や心身の障害に関する相談、養護施設等への入所については、児童相談センターまたは県福祉相談センターにお問い合わせください。

【お問合せ先】 県児童相談・福祉相談センター <http://www.pref.aichi.jp/0000014112.html>

○子どもに関する電話相談

◇365 日子ども・家庭 110 番 ☎ 052-953-4152

〔相談内容〕 児童やその家庭などにおける悩みや問題等の相談

〔相談日時〕 毎日 9:00～17:00

◇教育相談こころの電話 ☎ 052-261-9671 (クローナイ)

〔相談内容〕 青少年とその保護者からの悩みや不安の相談

〔相談日時〕 毎日 (年末年始を除く) 10:00～22:00

◇ヤングテレホン ☎ 052-951-7867 (ナヤマナ) (✉は愛知県警ホームページから)

〔相談内容〕 少年自身の悩みごとや非行などに関する相談

〔相談日時〕 月～金 9:00～17:00 (土、日、祝日、年末年始及び時間外は留守番電話、Eメールで24時間受付、直近の勤務日に対応)

◇被害少年電話相談 ☎ 0120-7867 (ナヤマナ) -70 (ナヤミゼロ)

〔相談内容〕 少年の犯罪・いじめ・虐待等の被害に関する相談

〔相談日時〕 月～金 9:30～16:00 (土、日、祝日、年末年始及び時間外は留守番電話、FAXで24時間受付、直近の勤務日に対応)

◇育児もしもしキャッチ ☎ 0562-43-0555

〔相談内容〕 母と子の健康に関する相談

〔相談日時〕 火～土 (祝日、年末年始は除く) 17:00～21:00

◇いじめホットライン24 全国統一ダイヤル☎ 0570-078310 (悩み言おう)

〔相談内容〕 児童生徒のいじめに関する相談

〔相談日時〕 毎日24時間 ※PHS・IP電話はつながりません。

○子どもに関するその他の情報

◇子ども医療、3～4か月児・1歳6か月児・3歳児などの健康診査は？

【お問合せ先】 市区町村役場 <http://www.pref.aichi.jp/0000000209.html>

◇先天性代謝異常の検査、未熟児養育医療給付、小児慢性特定疾患医療給付は？

【お問合せ先】 県保健所 <http://www.pref.aichi.jp/0000000026.html>

◇虐待や家庭内暴力の事実を知ったら？

【お問合せ先】 県児童相談・福祉相談センター <http://www.pref.aichi.jp/0000014112.html>

市区町村役場 <http://www.pref.aichi.jp/0000000209.html>

○あいち はぐみんネット

「あいち はぐみんネット」では、子育て支援に関する各種情報を提供しています。

<http://www.pref.aichi.jp/kosodate/hagumin/about/>

女性、母子・父子家庭

○妊婦・乳幼児の健康診断等

妊婦健康診査、乳幼児健康診査を受診できますので、避難先の市区町村役場にお問い合わせください。【お問合せ先】 市区町村役場 <http://www.pref.aichi.jp/0000000209.html>

○女性、母子・父子家庭に関する相談や情報

◇女性の悩みごとやDV被害の相談は？

【お問合せ先】 県女性相談センター ☎ 052-962-2527

県福祉相談センター（地域福祉課） <http://www.pref.aichi.jp/0000014112.html>

◇女性の健康に関する相談は？

女性の健康なんでも相談（電話相談） ☎ 052-613-5751

〔相談日時〕 毎週月～土（祝日、お盆、年末年始は除く） 13:30～16:30 〔相談担当者〕 助産師

◇ひとり親家庭の相談は？

【お問合せ先】 市区町村役場 <http://www.pref.aichi.jp/0000000209.html>

県福祉相談センター（地域福祉課） <http://www.pref.aichi.jp/0000014112.html>

【関連リンク】

県健康福祉部児童家庭課ホームページ <http://www.pref.aichi.jp/jidoukatei/>

高齢者

○介護保険利用料の支払免除

家屋が半壊以上被害を受けた世帯、世帯主が行方不明やお亡くなりになった世帯、世帯主が失職して現在収入がない等の世帯、福島原発の避難対象地域等の方については、介護サービスを受ける際に市町村が発行する免除証明書等を提示すると、利用料の支払いが平成24年2月末日まで免除されます。

【お問合せ先】 市区町村役場 <http://www.pref.aichi.jp/0000000209.html>

障害者

○障害福祉サービス・自立支援医療

受給者証を被災で消失された場合でも障害福祉サービスや自立支援医療が受けられます。また、利用者負担が減免される場合もあります。

【お問合せ先】 市区町村役場 <http://www.pref.aichi.jp/0000000209.html>

○障害に関する相談

身体に障害のある方、あるいは知的障害のある方に関する相談は、避難先の市区町村役場又は児童・障害者相談センターにお問い合わせください。

【お問合せ先】 県児童・障害者相談センター

http://www.pref.aichi.jp/owari-fukushi/jiso/index_shogai.html

市区町村役場 <http://www.pref.aichi.jp/0000000209.html>

○精神保健福祉に関する相談

精神障害のある方に関する相談は、避難先の市区町村役場、最寄りの保健所又は県精神保健福祉センターにお問い合わせください。

【お問合せ先】 県保健所 <http://www.pref.aichi.jp/0000000026.html>

県精神保健福祉センター <http://www.pref.aichi.jp/seishin-c/>

市区町村役場 <http://www.pref.aichi.jp/0000000209.html>

こころの健康

○メンタルヘルスに関する相談

不眠、うつ、人間関係の悩みなど、こころの健康についての相談をお受けしています。次の電話相談窓口か、最寄りの保健所又は県精神保健福祉センターにお問い合わせください。

◇ 「あいちこころほっとライン365」 （こころの健康に関する相談）

〔電話〕 052-951-2881 <年中無休、9:00～16:30>

- ◇ 「名古屋いのちの電話」 (社会福祉法人 愛知いのちの電話協会 (心の悩みに関する相談))
〔電話〕 052-931-4343 <年中無休、24時間>
- ◇ 「精神保健福祉相談」 (精神疾患、薬物依存、社会復帰等に関する相談)
〔電話〕 052-962-5377
<土日祝日、年末年始は休み、9:00~12:00、13:00~16:30、面接相談は要予約>
【お問合せ先】 県保健所 <http://www.pref.aichi.jp/0000000026.html>
県精神保健福祉センター <http://www.pref.aichi.jp/seishin-c/>

学校教育

○小・中学校への通学

避難先の住所地の学区の小・中学校への通学を希望する場合は、避難先の市町村教育委員会にお問い合わせください。

【お問合せ先】 市区町村役場 <http://www.pref.aichi.jp/0000000209.html>

○県立高等学校への転入学

被災生徒の県立高等学校への転入学については、柔軟に取り扱うこととします。詳しくは、電話でお問い合わせください。

【お問合せ先】 県教育委員会高等学校教育課 〔電話〕 052-954-6786

○県立高等学校の授業料等の免除・就学支援

災害救助法が適用された市町村に住民票があった子どもさんと、県立高等学校へ入学(転入学を含む。)をする場合には、入学検定料や入学科、授業料(専攻科)の免除を受けることができます。

【お問合せ先】 県教育委員会財務施設課 〔電話〕 052-954-6763

○特別支援学校(小・中・高等部)への通学

災害救助法が適用された市町村に住民票があった子どもさんと、特別支援学校への通学を希望する場合には、特別支援教育就学奨励費認定に際して認定基準が緩和されます。

【お問合せ先】 県教育委員会特別支援教育課 〔電話〕 052-954-6791

○被災した児童生徒の心のケア

◇県立高等学校

被災地から受け入れた児童生徒の心のケアのため、学校へ臨床心理士等の派遣を行います。

【お問合せ先】 県教育委員会高等学校教育課 〔電話〕 052-954-6786

◇公立小中学校

被災地域から公立小・中学校に転入された児童生徒の心のケアのためのスクールカウンセラーによる相談が受けられます。詳しくは、転入先の小・中学校又は当該学校を所管する市町村教育委員会にお問い合わせください。

【お問合せ先】 市区町村役場 <http://www.pref.aichi.jp/0000000209.html>

○大学生の受入れが可能な県内大学情報

愛知県と愛知県内のすべての4年制大学の学長等で構成する愛知学長懇話会では、被災地域の大学に対し、大学生の受入れが可能な県内大学の情報を提供しています。詳しくは、各大学の連絡先にお問い合わせください。 <http://www.pref.aichi.jp/kikaku/daigakurenkei/ukeire/index2.html>

就労の支援

愛知県と市町村では、緊急雇用創出事業基金を活用して、被災者の方を直接「臨時雇用職員」として、合計200名を雇用することとしました。順次、県内のハローワークにおいて、勤務場所、業務内容ごとに求人票を公開して募集します。

◇県の求人情報 http://www.pref.aichi.jp/shugyo/kinkyu/kyushoku_ken_kinkyu.html

また、愛知県内のハローワークでは「震災特別相談窓口」を設置しています。仕事探しの他にも、これまでの居住地で雇用保険失業給付を受給されていた方の受給手続きや、事業所の被災により休業を余儀なくされて賃金を受け取れない状態にある方の失業給付の手続きなどもできます。

<http://www.pref.aichi.jp/saigai.joho/pdf/20110421-harouwaaku.pdf>

運転免許の有効期限

東日本大震災により特定区域で被災され、震災後に運転免許の有効期間が切れた方については、有効期間が平成23年8月31日まで延長されました。延長された期限内においても更新手続きを行わず、現在、運転免許の期限が切れている方は、失効後6か月以内であれば学科試験と技能試験が免除されますので、平成24年2月末までに期限切れ手続きをしてください。

【お問い合わせ先】愛知県警察本部 運転免許試験場〔電話〕052-801-3211

東三河運転免許センター〔電話〕0533-85-7181

旅券（パスポート）の手数料免除

被災により有効中の旅券を紛失又は焼失された方で、新たに旅券を申請する場合に手数料が免除されます。申請される場合は、愛知県旅券センター（電話 052-563-0236）まで事前にお問い合わせください。

住民票など

○住民票の写し等の手数料の免除

被災された方が、住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄（抄）本、外国人登録原票記載事項証明書などの発行を希望する場合、手数料が免除される場合があります。詳しくは、避難先の市区町村役場にお問い合わせください。

【お問合せ先】市区町村役場 <http://www.pref.aichi.jp/000000209.html>

外国人の皆さまへ (for foreigner)

愛知県ホームページでは、外国人の被災者の皆さま向けに、支援情報をお知らせしています。

<http://www.pref.aichi.jp/kokusai/tabunka.html>

また、県国際交流協会でも、外国人の皆さまの相談や、多言語（英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語）で情報をお知らせしています。

【お問合せ先】県国際交流協会（あいち国際プラザ）〔TEL〕052-961-7902

<http://www2.aia.pref.aichi.jp/>

人工透析が必要な方への支援

愛知県透析医会の協力により、人工透析が必要な被災者の方に県営住宅10戸を優先的に提供しています。

【お問合せ先】県健康福祉部医務国保課〔電話〕052-954-6274

被災企業を対象とした立地に関する相談窓口

愛知県及び名古屋市では、東日本大震災や計画停電等の影響を受け、事業運営に支障が生じている東北・関東地方の企業の皆様を支援するため、ワンストップ相談窓口「立地サポートデスク」を設置し、各種の支援措置を行っています。

【お問合せ先】立地サポートデスク

<http://www.pref.aichi.jp/saigaijoho/pdf/20110328-ricchi-sapo.pdf>

県産業労働部産業立地通商課 〔電話〕 052-954-6372

<http://www.pref.aichi.jp/ricchitsusho/>

名古屋市市民経済局産業部産業交流課 〔電話〕 052-972-2421

暮らしの相談窓口等

○県民生活プラザ

愛知県では、県政や暮らしに関する情報提供や、各種相談（法律相談、多重債務相談、消費生活相談等）を「県民生活プラザ」で行っています。また、相談窓口がわからない場合の総合窓口案内も行っています。【お問合せ先】 <http://www.pref.aichi.jp/0000031169.html>

中央県民生活プラザ（名古屋市）	〔電話〕 052-962-5100	
	〔FAX〕（月～金）052-972-6001	（土・日）052-961-1317
	※土・日曜日の相談は中央県民生活プラザのみ	
尾張県民生活プラザ（一宮市）	〔電話〕 0586-71-5900	〔FAX〕 0586-71-0977
海部県民生活プラザ（津島市）	〔電話〕 0567-24-2500	〔FAX〕 0567-24-1140
知多県民生活プラザ（半田市）	〔電話〕 0569-23-3900	〔FAX〕 0569-23-3901
西三河県民生活プラザ（岡崎市）	〔電話〕 0564-27-0800	〔FAX〕 0564-23-4641
豊田加茂県民生活プラザ（豊田市）	〔電話〕 0565-34-6151	〔FAX〕 0565-34-6152
新城設楽県民生活プラザ（新城市）	〔電話〕 0536-23-8700	〔FAX〕 0536-23-3833
東三河県民生活プラザ（豊橋市）	〔電話〕 0532-52-7337	〔FAX〕 0532-52-7388

※中央県民生活プラザを除き、土曜日、日曜日、休日及び年末年始（12月29日～1月3日）はお休みです。

無料の法律相談

○愛知県弁護士会

愛知県弁護士会では、県内に避難された被災者の方を対象に、無料の電話法律相談を行っています。住宅ローンや雇用関係など、被災者の方の不安を解消し、生活再建のお手伝いをします。まずはお電話下さい。

【電話】 **フリーダイヤル 0120-431-990（通話料・相談料 無料）**

〔対応時間：（月～金）正午～午後3時 ※土・日・祝の相談はありません。
（愛知県弁護士会の弁護士が対応します。）〕

※愛知県弁護士会の無料電話相談は平成24年1月31日をもって終了します。

なお、次の無料電話相談は引き続き実施されていますので、ご利用ください。

○日本弁護士連合会 東日本大震災電話相談

☎フリーダイヤル 0120-366-556

【受付時間】平日 午前10時～午後3時

○日本司法支援センター 震災法テラスダイヤル

☎フリーダイヤル 0120-078-309

【受付時間】平日 午前9時～午後9時、土曜 午前9時～午後5時

○法テラス（日本司法支援センター）三河法律事務所

法テラス三河法律事務所では、県内に避難された方のうち、特に西三河・東三河の地域の公営住宅入居者の方々を中心に、「生活なんでも無料相談」を行っています。電話による無料なんでも相談や、面談による無料法律相談を受付けていますので、どんなことでもお気軽にご相談ください。

【電話】050-3383-5467（折り返し弁護士からお電話して相談をお受けします）

- ・ 対応時間：（平日）午前10時～午後4時
- ・ お電話の際は、必ず「被災者の相談」とお申し出ください。
- ・ 面談相談は、次の場所で行います。
法テラス三河法律事務所（岡崎市明大寺本町1-34岡崎センタービル8階）
（名鉄「東岡崎」駅北口から北西へ徒歩で約5分です。）
※ 病院や自宅への出張相談についても、状況に応じて考慮いたします。

○愛知県司法書士会

愛知県司法書士会では、東日本大震災被災者・避難者の方々を対象に、無料面接相談を行っています。土地・建物、住宅ローン、会社関係、財産・相続関係などでお困りの方は、ぜひご利用ください。

【ご注意】法律相談は、紛争の金額が140万円以下の民事事件に限ります。

〔無料面接相談〕

※要予約：平日午前10時～午後3時に☎052-683-6686へお電話ください。

- 平成23年5月11日（水）～当面の間実施
- 毎週水曜日の午後4時～午後7時
- 毎週土曜日の午前10時～午後3時
- 会場：名古屋司法書士会館内相談ブース
（名古屋市熱田区。名鉄・JR・地下鉄「金山」駅南口から南西へ徒歩約10分。）
※ 相談会場へ出向くことが困難な場合は、避難先への出張相談も応じます。予約の際にご相談ください。

愛知県内にある被災地域の県事務所等

被災県の名古屋事務所等でも、愛知県に避難された方々に被災状況等の情報提供や避難後の相談などに応じています。

・北東北三県（青森・岩手・秋田）名古屋合同事務所

【電話】052-252-2412

・ 福島県名古屋事務所

【電話】 052-251-0368

【E-mail】 nagoya.jimusho@pref.fukushima.jp